

埼玉原発弁護団ニュース

第10号 2013年5月16日 埼玉原発弁護団 (Tel 048-642-3883) 発行

弁護士費用について ～一部和解での弁護士報酬～

弁護団では賠償金を早期に獲得するため、一部和解を積極的に利用しています。もっとも、一部和解は東電との間で争いがない部分の解決（直接請求と同額の慰謝料など）なのに、直接請求では不要な弁護士報酬を払うのはおかしいのではないかと、との声が寄せられています。この点は誤解があります。一部和解として500万円が支払われ、最終的に1000万円で和解が成立したケースをもとにご説明します。

500万円

5%

5%、26万2500円が報酬（消費税込）

弁護士報酬は5%です。500万円の一部和解が成立し、賠償金が入ってきた段階で26万2500円(消費税込)をご負担いただきます。この段階で東電の負担はありません。

500万円

5%

5%、26万2500円が報酬（消費税込）

1000万円で最終的に和解した場合、一部和解から増額された500万円の5%が弁護士報酬となります。一部和解と合わせた弁護士報酬は52万5000円です（消費税込）。

1000万円

30万

3%は東電負担

東電は弁護士費用として最終的な和解額の3%を負担するのが一般です（まれに例外もあります）。上記の例では30万円です。したがって、東電からは合計1030万円が支払われます。

以上のように、一部和解で弁護士報酬をご負担いただいても、最終的な解決までを考えると、弁護士報酬は賠償額全体（ただし東電が負担する弁護士費用は控除します）の5%で、そのうち3%分は東電が負担することになり変わりありません。上記の例で皆様にご負担いただくのは

22万5000円 (消費税込) となります。